

第五十四回

人権週間

十一月四日から十日まで

『世界人権宣言』は、基本的人権及び自由を遵守し確保するため
に、世界のすべての人々とすべての国々とが達成すべき共通の目標
として、昭和二十三年（一九四八年）十二月十日の第三回国際連合
総会において採択されました。

今回の人権週間の強調事項は、次のとおりです。

- ・育てよう一人一人の人権意識
- ・女性の地位を高めよう
- ・子どもの人権を守ろう
- ・高齢者を大切にする心を育てよう
- ・障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ・部落差別をなくそう
- ・アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ・外国人の人権を尊重しよう
- ・H—IV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ・刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
- ・性的指向を理由とする差別をなくそう

- ・有明町
- 【場所】 有明町
- 【日時】 平成十四年十二月五日（木）午前十時から午後三時まで

- ・串良町
- 【場所】 串良町保健センター相談室
- 【日時】 平成十四年十二月九日（月）午前十時から午後三時まで

- ・志布志町
- 【場所】 志布志町役場会議室
- 【日時】 平成十四年十二月九日（月）午前十時から午後三時まで

大崎町では、次の方々が人権擁護委員として活動し、人権週間に伴い、特設人権相談所を開設します。

・園田 忠さん

・小屋健二さん

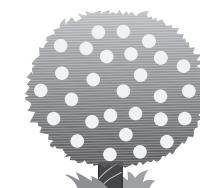
・野方五六五〇 電話七八一三八七一

・仮宿一九七五一 電話七六一二七九三

【日時】 平成十四年十二月九日（月）午前十時から午後三時まで

【場所】 大崎町保健センター相談室

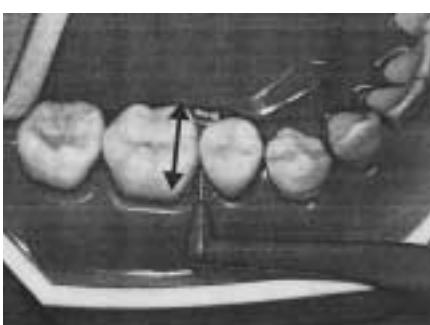
また、次の町でも開設され、相談できます。



最近は、はみがきのときに、歯ブラシだけでなくデンタルフロスや歯間ブラシをそろじする道具を使う人が増えてきました。鹿児島県の調査では、三十五歳から四十四歳までのおよそ二割の人が使っているようです。

歯周病は、歯と歯ぐきの境目についた細菌（ブラーク）によって起ります。これを毎日取り除いていれば歯周病は予防できるのですが、歯ブラシだけでは十分ではありません。というのは、奥歯では歯と歯の間に歯ブラシの毛先が十分届かないのです。そこで、歯間ブラシやデンタルフロスの登場になります。若い人や歯ぐきが健康な人は、歯間ブラシはなかなか通用せませんから、デンタルフロスを使います。歯と歯の間がすいてきた人は、歯間ブラシを使ったほうが能率的です。最近は、いろんな種類の歯間ブラシが市販されるようになってきましたので、自分に合ったものを使ってください。

成人期に歯を失う一番の原因



デンタルフロスによる清掃



歯間ブラシによる清掃

である歯周病を予防するために、デンタルフロスや歯間ブラシはなくてはならないものです。正しい使用法を、かかりつけの歯科医院などで指導してもらいましょう。「一日」一回使えばよいので、ぜひ、多くの人に使っていただきたいと思います。



歯科衛生士だより

歯と歯の間のはみがき